

違反対象物一覧表（世田谷区）

防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容			公表日	所轄消防署
		違反指摘事項	根拠法令等の条項	違反の位置等		
宝ビル	世田谷区北沢3-20-18	防火対象物点検未実施	法8の2の2-1	地下1階「よい天 さけとめし」、 2階「jam SPA」	平成27年6月1日	世田谷消防署
ラビ三軒茶屋	世田谷区三軒茶屋1-36-6	防火管理者未選任	法8-1	所有者管理部分	平成28年3月31日	世田谷消防署
		防火管理に係る 消防計画未作成	法8-1	所有者管理部分及び地下1階「i t - k u」		
		統括防火管理者未選任	法8の2-1	防火対象物全体		
		全体の防火管理に係る 消防計画未作成	法8の2-1	防火対象物全体		
		防火対象物点検未実施	法8の2の2-1	所有者管理部分、地下1階「i t - k u」、1階「大阪焼肉・ホルモン ふたご」、2階「和処ととし」		
		防災対象物品 防災性能なし	法8の3-1	1階「大阪焼肉・ホルモンふたご」 トイレ前のれん		
		誘導灯維持不適・不点灯	法17-1	地下1階「i t - k u」 避難口誘導灯		
		消防用設備等点検未実施	法17の3の3	消火器、自動火災報知設備、 避難器具、誘導灯		

		火気使用設備等構造不適 厨房設備転倒防止措置 未実施	条例3-2	地下1階「i t - k u」 及び2階「和処ととし」		
三元ビル	世田谷区三軒茶屋2-14-12	防火管理者未選任	法8-1	6階「バー・ヌード」	平成27年4月13日	世田谷消防署
		防火管理に係る 消防計画未作成	法8-1	6階「バー・ヌ ード」、7階「cocoon bar&second space」		
		防火設備閉鎖作動障害	条例55の2	8階中央階段の防火戸		
明大前レインボービル	世田谷区松原2-45-2	防火管理者未選任	法8-1	2階「BLUE・TREE」	平成27年9月24日	世田谷消防署
		防火管理に係る 消防計画未作成	法8-1	2階「BLUE・TREE」		
		防火対象物点検未実施	法8の2の2-1	2階「BLUE・TREE」、「ヘ アブティックアポロ」及び「エイブ ル明大前西口店」、5階「バナナ・ バー」		
		避難施設避難障害 物件存置	法8の2の4	2階西側廊下部分		
		自動火災報知設備 発信機操作障害	法17-1	4・5階廊下部分の発信機		